

国際協力の推進（全体像）

【令和7年度予算概算決定額 2,678（2,699）百万円】
【令和6年度補正予算額 695百万円】

<対策のポイント>

我が国及び世界の食料安全保障の確保に向けて、開発途上国の農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上の両立を図るための技術協力や、国際機関と連携した食品安全・動物衛生・植物防疫に係る国際基準の策定などを推進します。

<政策目標>

開発途上国の農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上

<事業の全体像>

1. 農業生産性向上の支援

<主な事業>

① 西アフリカにおける食料システム構築支援

国際機関や民間企業と連携し、これまでの協力で培われたノウハウの分析・体系化を行い、小規模農家への技術支援を実施

② 世界の食料安全保障に貢献する品種の開発

通常より少ない窒素肥料の施用で収量を維持できるコムギや耐塩性に優れたイネ、アフリカでの高栄養作物の品種開発等を支援

③ かんがい排水技術の普及

かんがい排水技術の普及等を通じ、途上国における水田農業の生産性向上や水利用効率の改善等を図る活動を実施



現地農家への技術支援
(写真提供：国連WFP)



ICT技術を活用した農業用水管理システムの導入

3. 食品の安全確保と安定供給

<主な事業>

① 国際基準の策定・普及

国際機関に専門家を派遣してSPS（食品安全、動物衛生、植物防疫）関連の国際基準策定の主導や途上国に対する国際基準の普及啓発に係る活動等を支援

② 越境性動物疾病等への対策

国境を越えてまん延するアフリカ豚熱や口蹄疫等の越境性動物疾病及び鳥インフルエンザや狂犬病等の人獣共通感染症等への対策として、各国間の協力体制の確立を支援

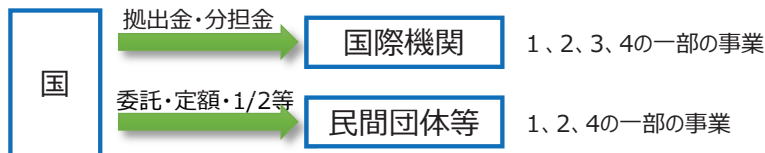


国際基準の普及に係るワークショップ



専門家による防疫対応への支援

<事業の流れ>



2. 気候変動などグローバルな課題への対応

<主な事業>

① 我が国の優れた環境配慮型技術の普及・展開

国際機関と連携し、農業分野における温室効果ガス排出を抑えた栽培体系の実証や二国間クレジット制度（JCM）の活用に向けた投資促進等の取組を支援

② 持続可能な森林経営及び木材利用の推進

途上国での森林保全・植林や、持続可能な木材サプライチェーン構築を通じた温室効果ガスの排出削減・吸収、生物多様性保全を支援

③ 水産物の安定供給・水産資源管理

IUU（違法・無報告・無規制）漁業対策に向けた漁業管理能力向上の取組や、環境に配慮した養殖技術の展開、入漁先国など水産外交上重要な国に対する協力等を実施



合法伐採木材への識別番号の記入



持続可能な漁業を目指す取組への支援

4. 我が国の民間企業等との連携強化に着目した取組

<主な事業>

① 先端技術等を活用した農業団体等の機能強化

アフリカの農業団体等を対象に民間企業のノウハウや技術を活用した招聘研修等を実施。組織運営や営農スキルの向上等を支援

② 途上国における持続可能な取組への支援

昨年開催されたG7宮崎農業大臣会合の議長国イニシアティブとして、「民間セクター・小規模生産者連携強化(ELPS)」を設立。国際農業開発基金(IFAD)の仲介により、日本企業と相手国生産者等とのマッチングを図り、相手国農業の生産性等の向上を行いつつ、日本企業の持続可能な原料調達を支援



リーダーによる研修成果の発表



ELPSイニシアティブ
第一号案件発表会の様子

1 SPSルール・メイキング戦略推進事業

【令和7年度予算概算決定額 282(-)百万円】

<対策のポイント>

- 国際連合食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局(WOAH)、世界保健機関（WHO）への拠出を通じ、SPS（Sanitary and Phytosanitary：食品安全、動物衛生や植物防疫）関連の国際基準策定及び国際的なSPS措置の調和を支援します。

<政策目標>

- ①SPS関連国際基準の策定の主導、②SPS措置の調和の支援（SPS関連国際基準の普及、越境性動物疾病及び植物病害虫のまん延防止及び清浄化、人獣共通感染症・薬剤耐性対策等）に取り組み、①及び②を通じた農林水産物及び食品の安全性向上・安定供給及び輸出促進に貢献

<事業の全体像>

	食品安全		動物衛生		植物防疫
SPS協定における国際基準策定機関	Codex 事務局はFAO本部(ローマ)内		WOAH 事務局はパリ		IPPC 事務局はFAO本部(ローマ)内
拠出先	FAO	WHO	WOAH	FAO	FAO
本部	Codex事務局 (ローマ) 専門家派遣 国際基準の策定	JECFA JMPR リスク評価 専門家会議開催	WOAH (パリ) 専門家派遣 国際基準の策定・普及	FAO 危機管理センター (ローマ) 専門家派遣 越境性動物疾病のまん延防止対策	IPPC事務局 (ローマ) 専門家派遣 国際基準の普及
地域事務所等	アジア太平洋地域事務所 (バンコク) 専門家派遣 リスク分析能力向上に関するワークショップの開催		アジア太平洋地域事務所 (東京) 専門家派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・ アフリカ豚熱や口蹄疫等専門家会議 ・ ワンヘルス・アプローチが必要な課題（人獣共通感染症、薬剤耐性）や水際対策、農場バイオセキュリティに関するワークショップ及び実地研修開催 	農研機構 動物衛生研究部門* (つくば市・小平市) 牛疫ワクチンの製造・保管 * WOAH/FAO認定の牛疫ウイルス保持施設	アジア太平洋地域事務所 (バンコク) 専門家派遣 病害虫の侵入・まん延防止に関するワークショップの開催

【お問い合わせ先】 消費・安全局食品安全政策課 (03-5512-2291)
 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8295)
 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5978)

2 農業・品種のグローバルな保護・活用

【令和7年度予算概算決定額 135（88）百万円】

<対策のポイント>

食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化するため、ITPGRFA事務局の運営に必要な資金を拠出します。

我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

<政策目標>

- ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進
- 5か国以上がUPOVに加盟 [令和10年度まで]
- 保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施 [令和10年度まで]

<事業の全体像>

1. 食料及び農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金（FAO拠出） 55（38）百万円

○ 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）は、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。

○ 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金を国際連合食糧農業機関（FAO）に拠出します。

2. 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業（UPOV拠出） 80（50）百万円

① 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実のため、新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発、UPOV条約に則した法整備、UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力の推進等のUPOV事務局による取組を支援します。

② 植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等

UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保護制度の強化に向けた取組を支援します。

- ・植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
- ・持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援

【お問い合わせ先】

(1) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

(2) 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)

<対策のポイント>

経済協力開発機構（OECD）への拠出金を通じ、①各国の農業・農村政策の調査・分析、②各国の新育種技術等に対する規制や安全性評価に関する調査・分析、③農薬登録制度の国際調和や農薬の人体・環境へのリスク削減のためのガイダンス策定等を支援します。

<事業目標>

①我が国農政への正しい理解の確保、②新育種技術等に対する規制の国際調和、③農薬登録の効率化や安全な農薬の安定供給に貢献します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料安全保障に向けた農業・農村政策評価検討事業 63（68）百万円

我が国の専門家を派遣し、我が国含めOECD加盟国及び新興国における農業政策の変化や農業政策が環境へ及ぼす影響、人口減少社会における農村政策の在り方等、各国の農業・農村政策の分析・評価を行い、OECDの政策提言としてとりまとめます。

OECDは毎年、OECD加盟国及び新興国における農業の状況、農業政策の変化等を分析・評価した「**モニタリングレポート**」を始め、農業・農村政策に関連した調査報告書を公表し、各国による政策立案等に活用されています。



モニタリングレポート

2. 新育種技術により作出された農作物等の科学的な評価手法等に係る調和促進事業

26（40）百万円

我が国の専門家を派遣し、ゲノム編集技術等により開発された農林水産物（新品種）について、各国におけるゲノム編集技術等の新育種技術の研究開発動向、遺伝子組換え(GM)の規制や安全性評価に関する調査・分析、新育種事業に関するエビデンス情報を国際的に共有します。

○バイオテクノロジーに関する規制の調和の推進

- ゲノム編集等によって作出された農林水産物は、我が国では規制は受けませんが、政府に情報提供を行う手続きとなっており、世界に先駆けGABA高蓄積トマト等が上市。
- ゲノム編集技術に対する規制が各国で異なるところ、我が国がOECDで規制の国際調和を推進することで、我が国のプレゼンスを発揮。

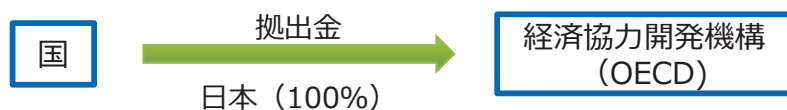
3. 農薬作業部会

4（4）百万円

農薬の安全性の審査に必要な試験の実施方法や試験成績の評価方法を調和するためのガイドラインを策定するとともに、農薬の使用者や周辺環境へのリスクを削減するための措置に関するガイダンス等を作成・策定します。

- 農薬登録に係る安全性審査等の制度の国際調和を推進し、申請者が各国政府に提出する試験データの共通化等を通じて、農薬登録を効率化
- 各国の優良事例等に基づき、農薬の人の健康や環境に対するリスク削減を図り、より安全な農薬の安定供給とその適正使用を一層推進

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 1について 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6738-6155)
 2について 農林水産技術会議事務局研究企画課 (03-3502-7408)
 3について 消費・安全局農産安全管理課 (03-3501-3965)

4 世界の食料安全保障への貢献

【令和7年度予算概算決定額 52（25）百万円】

<対策のポイント>

世界の食料安全保障を確保するため世界の農林水産分野をリードする国際連合食糧農業機関（FAO）と連携を図り、農業市場情報システムの構築・運営を支援するとともに、我が国の技術・知見等を活用しFAOが行うフィールドプロジェクトの実施及び気候変動や環境問題に関する国際的なルール策定に貢献します。

<政策目標>

- 世界の食料安全保障の確保、危機対応能力の向上、政策協議の促進
- 国際ルール等の策定支援
- 国際人材の育成

<事業の全体像>

1. 農業市場情報システム強化支援事業（FAO拠出） 6（6）百万円

農業市場情報システム（AMIS）は、2007～2008年とその後の食料価格高騰を踏まえ、2011年6月G20農業大臣会合（パリ）で、穀物等（小麦、大豆、とうもろこし、米）の市場の国際的な見通しに関する信頼性の向上等を図るために創設されたイニシアチブ。昨今の食料情勢等を受け、G7でもAMISの強化が要請され、新たに肥料と植物油が対象品目に追加されました。

世界の食料等生産、需給等に関する客観的で正確な情報を提供することにより、我が国の危機対応能力や食料安全保障の向上に貢献するとともに、気候変動の影響やロシアによるウクライナ侵略等による食料のサプライチェーンに深刻な影響を与える緊急時における情報収集や政策協議の促進に貢献します。

AMISによる対応

- ① 適時・正確かつ透明性の高い情報提供（情報の質・分析・見直し改善）
- ② 危機の際の対話・対応・政策協調の促進
- ③ 途上国の能力開発
- ④ パンデミックやロシアのウクライナ侵略等、突発的要因の調査・分析
- ⑤ 食料サプライチェーンへの影響把握
- ⑥ 非G20メンバー国との連携
- ⑦ 肥料・植物油市場の監視強化



2. 準専門家派遣拠出金（FAO拠出） 46（20）百万円

世界の食料安全保障及び気候変動やプラスチック汚染等に関する環境問題等の国際課題に対し、日本が有する農林水産分野における専門的な技術・知見・施策を活用するためFAOとの連携強化を図り、フィールドプロジェクトの実施及び国際的なルール策定等に対する支援を行います。

このため、FAOの上級専門家を補佐するFAOの準専門家派遣制度に継続的に参加し、日本とFAOの調整業務を担う部門及び気候変動やプラスチック汚染等の国際環境問題を横断的に担う部門に、人材を派遣するとともに、FAOでの業務経験を通じ国際人材を育成します。

5 グローバルサウスにおける持続的な食料システムの構築に資する農業農村開発の支援

本事業（「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち農林業分野）」）の該当箇所は赤枠箇所【令和7年度予算概算決定額 276（271）百万円】

<対策のポイント>

近年、貧困・飢餓の撲滅、水・衛生の確保、気候変動対策等の地球規模課題への対応の重要性が高まっている状況を踏まえ、関係国、国際機関等との連携強化を図り、かんがい排水に関する国際的な議論をリードするとともに、持続的な食料システムの構築に資する海外農業農村開発を推進します。

<政策目標>

- アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルについて発信し、国際ルールメイキングに参画
- アジア・アフリカ地域における持続的な食料システムのモデル構築・展開

<事業の全体像>

食料生産性の向上

国際かんがい排水委員会等活動支援事業

国際かんがい排水委員会（ICID）や国際水田・水環境ネットワーク（INWEPF）での活動を通じて、かんがい排水に関する最新情報の収集、我が国の技術・研究の普及、関係国との協力関係の深化による国際連携等を推進し、国際的な議論をリード。

農業農村開発技術交流事業

開発途上国との農業農村開発分野に関する技術交流を通じて、各国における安定した食料システムの構築と気候変動に適応した地域づくりに貢献するとともに、我が国民間企業の海外展開を促進。

海外技術協力促進検討事業

アジア・アフリカの開発途上国において、それぞれの国・地域の課題解決に貢献するため、我が国のかんがい排水分野を中心とする農業農村開発に関する先進技術を活用し、農業農村開発を通じた課題解決及び我が国民間企業の海外展開を促進。

メコン河流域における農業生産基盤強化推進事業

メコン河委員会（MRC）を通じて、これまで我が国が東南アジア諸国で実施してきたかんがい分野における取組を活かし、メコン河流域国に対し技術的支援を実施。また、メコン河流域国のタンパク源確保のため、魚道整備に関する支援を実施。



ICID総会



日タイ技術交流



節水かんがいに関する実証



MRCによるワークショップ

持続可能性の向上

農村環境整備・省エネルギー化対策検討事業

アジアモンスーン地域において、「農村環境整備」及び農業水利施設の「省エネルギー化対策」の観点から、我が国の技術を活用した農村振興施策の展開を促進するとともに、アジアモンスーン地域における農村振興のあり方を検討。

効率的水利用・水管理対策推進事業

世界的に「水利用効率の大幅改善」に向けた取組強化の機運が高まっている中、国際連合食糧農業機関（FAO）を通じ、水利用効率の向上に資する持続的な水田農業について、我が国の優れた知見・技術等の普及を推進。

FAOを通じた持続可能な食料システムの普及・促進事業

世界農業遺産認定地域において、持続可能な農林水産業システムの保全や発展を図っている優良事例を収集・分析し、広く周知・啓発することで、認定地域の増加や保全を推進。

危機対応力の向上

アジアモンスーン地域の農業農村開発を通じた気候変動対策推進事業

熊本水イニシアティブに基づき、アジアモンスーン地域において、農業用排水施設の整備や高度な運用等を通じて、農業農村開発分野における課題の解決を図るとともに、気候変動適応策と緩和策を両立した「質の高いインフラ」の整備を実施。

気候変動対策のための水管理技術研究開発事業

国際水管理研究所（IWMI）を通じて、アジアモンスーン地域の各国が適用可能な、気候変動適応型の水管理技術の研究・開発を実施。

6 グローバルサウスにおける農業の気候変動対策等への支援

【令和7年度予算概算決定額 189 (165) 百万円】

<対策のポイント>

グローバルサウス諸国の農業・食料システムが直面する重要な課題について、国際農業研究機関と我が国の研究機関、大学、企業が一体となって技術開発を推進し、本地域の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献します。ASEAN加盟国等において、我が国の環境配慮型の農業技術とJCM（二国間クレジット制度）とを組み合わせ、質の高いカーボンクレジットを創出するため、アジア開発銀行（ADB）と連携し、信頼性及び透明性の高い方法論を作成し、公表します。途上国において、パリ協定に定められた温室効果ガス削減目標の設定に係る各国内の温室効果ガスの算定・報告方法の確立を支援します。

<政策目標>

- 食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に向けた実用的な栽培体系を4件以上、主要作物系統を12件以上提案（〔令和10年度まで〕）
- ASEAN加盟国等におけるGHG削減、現地農家の所得向上、我が国の環境配慮型技術の海外普及、日本企業進出の基盤を整備することに貢献
- 途上国におけるパリ協定やGMPの実施、「みどりの食料システム戦略」のアジアモンスーン地域における持続的な食料システムのモデルとしての打ち出しに貢献

<事業の全体像>

1. グローバルサウスの食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献する技術開発（CGIAR拠出） 118 (115) 百万円

グローバルサウスの農業・食料システムが直面する、窒素肥料の価格高騰と環境負荷の軽減、アフリカの地域作物の食料生産と栄養価の向上、水田からの温室効果ガスの排出削減という重要な課題について、国際農業研究機関と我が国の研究機関、大学、企業が一体となって技術開発を推進し、本地域の食料安全保障と農業のゼロエミッション化の両立に貢献します。

2. アジア開発銀行と連携した持続可能な食料システム構築支援事業（ADB拠出） 51 (30) 百万円

・ASEAN加盟国等において、我が国の環境配慮型の農業技術とJCM(二国間クレジット制度)とを組み合わせ、質の高いカーボンクレジットを創出するため、アジア開発銀行（ADB）と連携し、信頼性及び透明性の高い方法論を作成し、公表します。また、農業分野において、信頼性の高い方法論に基づきパリ協定第6条第2項に沿ったJCMプロジェクトが民間事業者により遂行されることを通じ、ASEAN加盟国等におけるGHG削減、現地農家の所得向上、我が国の環境配慮型技術の海外普及に貢献するとともに、日本企業の現地での活動を円滑化させる基盤を整備します。

3. 途上国における農業分野の気候変動緩和等支援事業（FAO拠出） 20(21)百万円

パリ協定においては途上国を含む全ての国が、温室効果ガスの削減目標(NDC)を策定・実施する必要があります。農業分野においては生産性向上と温室効果ガス排出削減・吸収を両立するプラクティスが存在していますが、途上国の実情に応じパリ協定の実施に盛り込んでいくには、様々な課題があります。このため国連食糧農業機関(FAO)への拠出を通じ、グローバルメタンプレッジ(GMP) やCCAC等とも連携しつつ、途上国における生産性と気候変動の緩和を両立する取組や温室効果ガスの算定・報告に対する支援を行います。

【お問い合わせ先】 (1) 農林水産技術会議事務局国際研究官室 (03-3502-7466)
(2) 輸出・国際局国際戦略グループ (03-6744-1501)
(3) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-5303)

7 グローバルサウスにおける持続的な農業生産システム構築支援

【令和7年度予算概算決定額 149 (139) 百万円】

<対策のポイント>

国際農業開発基金 (IFAD) や国連世界食糧計画 (WFP) と連携を行い、グローバルサウスにおける持続的な農業生産システムの構築を図ります。また、グローバルサウスにおける我が国民間事業者の事業展開を促進し、我が国が有する技術等の普及を行うとともに農産物の輸入調達の安定化に貢献します。

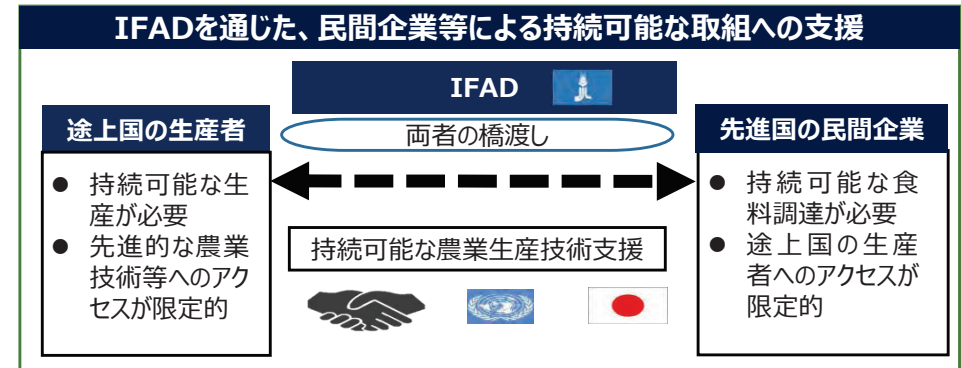
<政策目標>

- グローバルサウスにおける農業の持続性及び生産性の向上
- グローバルサウスにおける民間事業者の事業展開促進、技術等の普及、持続可能な輸入調達の実現

<事業の全体像>

1. IFADと連携した持続可能な農業・食料システム構築に向けた民間企業の活動支援 (IFAD拠出) 103 (113) 百万円

輸入食料に係る持続可能なサプライチェーン強化に際しては、特に途上国での生産体制の整備が課題となります。このため、国際農業開発基金 (IFAD) と連携して、民間企業が実施する途上国農業の持続可能性、生産性や品質の向上等の取組を支援することで、現地生産者のニーズを満たしつつ、我が国への食料調達の安定化を図ります。



2. 食料安全保障と地域発展のための地域食料システム構築支援事業 (WFP拠出) 46 (26) 百万円

国連世界食糧計画 (WFP) と連携してこれまで実施した事業のノウハウ、グッドプラクティスを分析し、「西アフリカ地域支援モデル (日本モデル)」として成果を取りまとめ普及することで、西アフリカ地域の食料安全保障に貢献します。また、西アフリカ進出に関心のある我が国の民間事業者がWFPと連携し事業に参画することにより新規参入リスクを下げ、同事業者の事業展開を支援します。



写真提供：国連WFP

8 開発途上国に向けた農業人材育成等の推進

本事業(「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金(うち農林業分野)」)の該当箇所は赤枠箇所

【令和7年度予算概算決定額 131 (179) 百万円】

<対策のポイント>

開発途上国における飢餓・貧困の削減やサプライチェーンの脆弱性への対策として、農民組織等の育成・強化を図るとともに、現地農業者等の人材育成や農業経営を含む技術普及等を推進。

<政策目標>

開発途上国における農業の発展、農業者の所得向上、農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成、日本発の食品規格の国際化の促進等を図る。

<事業の全体像>

(1) アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業 48(78)百万円

アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品の機能性成分に関する試験方法規格(JAS)、日本発の食品安全マネジメント規格(JFS)に関する講義、実習等を提供し、現地の担い手の育成につながる実践的な学習等を支援する。

(2) アジア・アフリカ地域の農民組織等の能力向上支援事業 27(39)百万円

国際共同組合連合(ICA)と連携し、農民組織に所属する研修員に対し研修を実施し、農民組織等の育成・強化及び生産性・品質の向上に資する人材育成を実施。

農民組織の能力向上による食料安全保障の確立

フォローアップ

- ・アクションプランの進捗状況確認
- ・指導員による指導

アクションプラン共有

- ・所属先に対して報告
- ・アクションプラン着手準備

テーマ別研修

※オンラインの導入検討

- ・講義及び意見交換
- ・現地視察

・アクションプランの作成 対アジア(ICA会員組織)

(3) アフリカにおける食料安全保障確立に向けた人材育成事業 28(31)百万円

アフリカの食料サプライチェーンにおける我が国技術の導入可能性調査及び実証調査を実施し、実証技術の活用・運用方法についての研修、技術普及のための人材育成まで実施することでアフリカ農業の生産性向上を図る。



(4) アジア地域の食料安全保障の確立に向けた農業経営研修及び研修効果実態把握事業 27(30)百万円

アジア地域の若手農業者等を対象に、我が国の中核的な農家に滞在させて農業経営研修を行い、包括的な農業経営を学ぶ研修を実施。

[お問い合わせ先] 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6444)
 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 (03-6744-2096)

9 ASEANにおける食料安全保障への貢献

【令和7年度予算概算決定額 176 (173) 百万円】

<対策のポイント>

「日ASEANみどり協カプラン」に基づき、我が国スマート農業技術の実証・普及・展開や農業の環境負荷軽減、生産性向上に向けたキャパシティビルディングを実施する。近年頻発している災害に対して、APTERRを通じて政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄を実施するとともに、衛星データの解析による作物の作付・作柄情報の作成、統計情報と連携させた分析等の実施、視覚的に理解可能な地理空間情報化を支援することでASEAN地域の食料安全保障へ貢献します。

<政策目標>

- ASEAN地域の食料安全保障の強化及び貧困の撲滅に貢献
- スマート農業の技術実証を実施（3技術〔令和9年度まで〕）、キャパシティビルディングを踏まえた農業取組事例の創出（3事例〔令和9年度まで〕）
- 衛星画像の解析によるコメの作付面積及び作柄情報を定期的に公表、統計情報等の分析結果を掲載する国別ダッシュボード及び統計情報と衛星データを連携させたGISを構築、少なくとも5か国において本事業で得られた衛星データ等の知見を活用した統計情報分析レポートを定期的に行政部局に提供〔令和9年度まで〕

<事業の全体像>

1. アセアン+3 緊急米備蓄機動化事業（APTERR拠出） 95 (95) 百万円

- ① アプター協定に基づく資金の拠出 11(10)百万円
- ② 現物備蓄事業 84(85)百万円

台風や洪水等の緊急時に備える仕組みとしてAPTERRを通じて、政府米や加工米飯を事前に現地に配置する現物備蓄を確実に実施します。また、現物備蓄事業で保管した米を学校の授業に出席した生徒を対象として配布する持ち帰り支援や、中小規模の災害に対し柔軟かつ機動的に支援するための備蓄拠点の設置を推進します。

<支援イメージ>



2. ASEAN地域における強靱で持続可能な食料システム構築支援事業（ASEAN拠出） 38 (38) 百万円

- ① ASEAN地域向けスマート農業技術の実証・普及・展開（拡充）

「日ASEANみどり協カプラン」に基づき、我が国が培ってきた知見やスマート農業技術を同じアジア・モンスーン地域に属するASEAN地域において活用することにより、強靱で持続可能な農業・食料システムの構築に貢献します。

- ② 農業の環境負荷軽減、生産性向上に向けたキャパシティビルディング

ASEAN地域の農家又は行政官等に対する研修や農業の専門家派遣を行い、環境負荷軽減のための農業技術や農産物の付加価値向上に向けたキャパシティビルディングを行います。

3. アセアン食料安全保障情報の地理空間情報化支援事業（ASEAN拠出） 43 (40) 百万円

- ① 衛星データの解析・提供

アセアン諸国において、衛星データを活用したコメの作付面積把握の実装化及び定量的な作柄把握の技術を開発し、他作物への拡大を図ります。また、衛星データ等を活用した小地域（郡・市町村レベル）に係る情報を作成・提供します。

- ② GIS等を用いた利便性の高い情報をAFSISから発信

アセアン食料安全保障情報システム（AFSIS）のデータベースを改善し、衛星データ解析活動で得られるデータの定期的な公表、国別ダッシュボードの作成、統計情報と衛星画像を連携させたGIS構築を行います。

【お問い合わせ先】 (1) 農産局農産政策部貿易業務課 (03-6744-1387)
(2) 輸出・国際局国際地域課 (03-3502-8087)
(3) 大臣官房統計企画管理官 (03-3502-8092)

10 持続可能な森林経営及び木材利用の促進

本事業(「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金(うち農林業分野)」)の
該当箇所は赤枠箇所

【令和7年度予算概算決定額 256(259)百万円】

<対策のポイント>

世界の森林減少・劣化の抑止及び持続性の確保に貢献するため、国際機関への拠出を通じ、グローバルサウス諸国における持続可能な森林経営及び木材利用を推進します。また、我が国の民間企業等が途上国での森林プロジェクトに参入するために必要な環境の整備を図ることにより、民間事業者による森林の保全・再生の取組を促すことで、我が国の排出削減目標の達成及びパリ協定で掲げられた「カーボンニュートラル」の実現に貢献します。

<政策目標>

- 持続可能な森林経営及び木材利用の推進
- 森林減少・劣化の抑止策作成・普及
- 民間事業者による森林プロジェクトの推進(国際林業協力事業)

<事業の全体像>

	国際機関への拠出		委託・補助事業
拠出先 / 委託・補助先	国際連合食糧農業機関 (FAO拠出金) 本部：ローマ	国際熱帯木材機関 (ITTO拠出金) 本部：横浜	民間団体等
実施事業名	・森林減少抑止・森林経営国際展開事業 ①アフリカ地域森林減少抑止支援事業 ②持続可能な森林経営国際展開事業 (専門家派遣)	・持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業 ・国際熱帯木材機関本部事務局設置経費	・国際林業協力事業 ①途上国森林プロジェクト連携推進事業(委託) ②途上国森林づくり貢献可視化事業(補助) ③途上国森林再生促進事業(補助)
事業概要	①森林と農業を取り巻くサプライチェーンにおける森林減少・劣化を排除するための体系的なアプローチの浸透・普及を支援。 ②森林再生及び持続可能な森林経営と木材利用の重要性の普及を支援。	・熱帯地域における、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「持続可能な森林経営」の実践及び「持続可能な木材利用」の推進体制の構築を支援。 ・「日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定」(1988年)に基づき、ITTOの本部事務局設置経費を拠出。	①JCM森林分野のガイドライン整備、パートナー国拡大に向けた二国間協議等の実施、民間事業者への助言等を実施。 ②途上国における民間企業等の森林づくり活動の貢献度を可視化する手法の開発と普及等を実施。 ③途上国における民間事業者の植林を通じたカーボンクレジット創出を適切かつ効果的・効率的に実施するための手法の開発と普及等を実施。

【お問い合わせ先】 林野庁計画課海外林業協力室 (03-3591-8449)
 木材利用課木材貿易対策室 (03-3502-8063)
 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)

84 グローバル・サウス諸国に向けた国際協力推進対策

本事業（「国際機関を通じた農林水産業協力拠出金（うち農林業分野）」の該当箇所は赤枠箇所）

令和7年度補正予算額 616百万円

<対策のポイント>

グローバル・サウス諸国の農林水産分野の生産性の向上と持続可能性の確保を図るため、アジア地域における品種の選抜等や、当該選抜品種等を活用したGHGの削減の推進、アフリカ等における日本企業の現地展開の推進を図ります。

<事業目標>

- 高温耐性イネの系統の作出、低コスト・低GHG栽培技術の確立（40系統以上、3技術以上〔令和13年度まで〕）
- 海外漁場で操業する海外まき網漁業の漁船数（許可隻数）の維持（30隻〔令和11年度〕）

<事業の内容>

1. アジア地域の食料安全保障に向けた高温耐性イネ品種育成及び低コスト・低GHG栽培技術の確立 246百万円

アジア地域での食料安全保障の確保に向けて、国際稲研究所（IRRI）と日本研究者が連携し、気候変動に対応した日本でも活用可能な高温耐性イネ品種の選抜等や、当該選抜品種等を活用した低コスト・低GHG排出栽培技術を開発します。

2. 太平洋島嶼国持続的漁業推進緊急支援事業 120百万円

日本が入漁している太平洋島嶼国との協力関係強化に向けて、漁具や船外機など水産資機材等の供与と当該資機材等の適切な使用・維持管理等に関する技術指導を実施します。

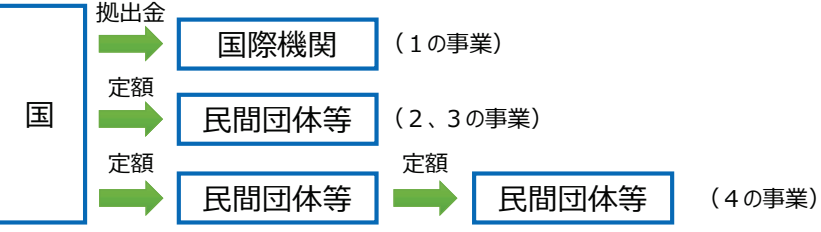
3. アフリカ向け日本企業ビジネス展開緊急促進事業 50百万円

アフリカ諸国が抱える食料安全保障に係る課題解決への貢献やアフリカの成長マーケットの獲得に向けて、日本企業の革新的な製品や技術等を活用した現地でのビジネス展開を支援します。

4. ウクライナ農業回復緊急支援事業 200百万円

ウクライナ農業の早期回復に向けて、現地での日本企業による調査・実証・商談や相手国カウンターパートの招へいなど、日本の農林水産・食品関連企業の事業展開を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業)	農林水産技術会議事務局国際研究官室	(03-3502-7466)
(2の事業)	水産庁国際課	(03-6744-2366)
13 (3、4の事業)	輸出・国際局新興地域グループ	(03-3502-5913)

<事業イメージ>

